

不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集について

令和 8 年 1 0 月 1 日
国土交通省不動産・建設経済局土地経済課

国土交通省では、不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和 3 9 年政令第 5 号）の一部改正を検討しております。

つきましては、下記要領にて国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

〈意見募集要領〉

1. 意見募集対象

不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令案

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省不動産・建設経済局土地経済課において資料を配布します。

3. 意見公募期間

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）から令和 8 年 1 0 月 3 1 日（土）（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

下記の意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子政府の総合窓口の意見入力フォーム（インターネット）の場合

意見募集要領を確認の上、「意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。」にチェックを入れて、**意見入力へ** ボタンをクリックし、意見入力フォームよりご提出ください。

② 電子メールの場合

電子メールアドレス： hqt-chika-hourei@ki.mlit.go.jp

※ 件名に「パブリックコメント（不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令案）」を明記してください。

※ 添付ファイルや URL への直接リンクはお受け致しかねますので、御意見は必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局土地経済課意見募集担当あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局土地経済課意見募集担当

電話番号 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1（内線：3 0 3 2 3）

(意見提出様式)

国土交通省不動産・建設経済局土地経済課意見募集担当あて

「不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見
(該当箇所)

(意 見)